

中環保発第 1392 号
令和 7 年 12 月 1 日

環境大臣

石原 宏高 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置につ
いて（第六次答申）

令和 4 年 6 月 27 日付け諮問第 578 号により中央環境審議会に対してなされた「残
留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査
及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）」について、別紙
のとおり結論を得たので答申する。